

栃木県児童館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、栃木県児童館連絡協議会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 県内児童館及び児童センター
- (2) 県内の児童健全育成に関わる施設

(目 的)

第3条 本会は、児童館及び児童健全育成に関わる施設の相互の連絡を図り、児童館運営の充実強化と児童福祉の増進を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童館運営についての調査研究
- (2) 児童館相互の研修及び情報の交換
- (3) 関係機関、諸団体との連絡協調
- (4) その他の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

2 役員は任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。補充で就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、役員相互により選任する。

2 副会長の1名については、(公財)とちぎ未来づくり財団子ども総合科学館長を充てることとする。

3 科学館長を除く他の役員は、次の3ブロックより計5名を選出する。内訳は、第1ブロックより1名、第2ブロックより2名、第3ブロックより2名とする。

- (1) 第1ブロック 日光市、高根沢町、矢板市、さくら市
- (2) 第2ブロック 宇都宮市、下野市、野木町、小山市、真岡市、益子町、壬生町、
- (3) 第3ブロック 足利市、佐野市、栃木市

(役員職務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括するほか、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこの職務を代行する。

3 理事は、会長、副会長を補佐し、本会の運営に当たる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、第2条第1項各号の施設を代表する者をもって構成する。

3 役員会は、第5条の第1項に規定する役員をもって構成する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは随時に開くことができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他本会の運営に必要な事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに随時に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(顧 問)

第11条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は随時、会議、研修に出席し、意見を述べることができる。

(経 費)

第12条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の会費については総会で決定する。

(年度会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、栃木県子ども総合科学館内におく。

2 事務局は、次の構成とする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、子ども総合科学館育成課長を充てることとし、事務局員は、子ども総合科学館育成課職員とする。

(庶 務)

第15条 本会の庶務は、事務局が処理する。

(入 会)

第16条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(脱 会)

第17条 会員は、その旨を書面にて会長に届出て、脱会することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則の変更は、総会の決議を経なければならない。

附 則

この会則は、昭和48年 6月 1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年11月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年 4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年 4月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年 4月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年 4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年 4月22日から施行する。